

## 芦屋市障害者日中一時支援事業サービス基準単価表

平成30年4月

	区分	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
障 害 者	区分6	2,350	4,710	7,070
	区分5	2,000	4,010	6,010
	区分4	1,650	3,300	4,960
	区分3	1,480	2,970	4,460
	区分2	1,290	2,590	3,890
	区分1	1,290	2,590	3,890
	食事提供 体制加算	440	440	440
障 害 児	区分3	2,000	4,010	6,010
	区分2	1,570	3,140	4,710
	区分1	1,290	2,590	3,890
	食事提供 体制加算	440	440	440

単位は (円)

※ この単価表は障害者施設等で実施する日中一時支援事業(短期入所・宿泊を伴わない)に適用します。

※ 芦屋市では、利用者負担を1割負担していただくことになっておりますので、利用者からは毎回サービス利用料の1割を徴収し、残りを市に請求してください。